

**瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定の
一部を変更する協定書**

平成25年4月1日

高松市・さぬき市

瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する
協定書

高松市（以下「甲」という。）とさぬき市（以下「乙」という。）は、瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定書（平成24年4月13日締結）に関し、次の条項によりその一部を変更する協定を締結した。

第3条第1号ア(ア)中「確保するため」の次に「、遠隔医療を通じた地域医療機関の連携を強化するとともに」を加え、同号ア(イ)および(ウ)を次のように改める。

(イ) 甲の役割

- a 圏域の中核病院である高松市民病院の設置者として、同病院を遠隔医療の支援医療機関と位置付け、圏域内の他の医療機関からの診断依頼に積極的に応じ、患者を受け入れる。
- b 高松市民病院への受入患者について、同病院における治療後においても、受入元の医療機関を通じて切れ目のない医療を提供する。
- c 乙の医療機関の医療職員（医師および歯科医師を除く。）に実地研修の機会を提供する。

(ウ) 乙の役割

- a 乙の区域内の医療機関に遠隔医療への参加および活用を呼びかける。
- b 高松市民病院における治療が必要な患者の受渡しが円滑に行われるよう努める。
- c 医療職員（医師および歯科医師を除く。）の資質向上を図るために、甲から提供される実地研修の機会を活用する。

第3条第1号エ(イ)b中「乙と意見交換や相互周知等を行い」を「国、県および関係団体との連携ならびに地域住民との協働の下」に改め、同号エ(イ)c中「甲と意見交換や相互周知等を行い、圏域内における」を「地域住民との協

働の下、甲と連携して」に改め、同条第2号カ(ウ)を次のように改める。

(ウ) 環境への配慮

a 取組の内容

環境意識の向上を図るため、環境学習を通じた圏域住民の交流を推進するほか、環境負荷の少ない自動車の普及促進およびレアメタルや貴金属などの再資源化や廃棄物の最終処分量の減量化を図り、環境に配慮した取組を推進する。

b 甲の役割

(a) 圏域住民を対象とした環境学習講座等を開催する。

(b) 環境負荷の少ない自動車の普及を促進するための取組を実施する。

(c) 乙との情報交換や課題等の検証を行い、連携して使用済小型電子機器等のリサイクルを推進する。

c 乙の役割

(a) 甲が実施する環境学習講座等について、乙の区域内の住民に周知するほか、開催に当たり必要な措置を講ずる。

(b) 甲が実施する環境負荷の少ない自動車の普及を促進するための取組について、乙の区域内の住民に対し、周知・啓発を行う。

(c) 甲と連携して使用済小型電子機器等のリサイクルを推進する。

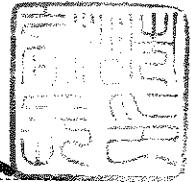
第3条第2号カ中(エ)を削り、(オ)を(エ)とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 25 年 4 月 1 日

甲 高松市
高松市長

大西秀人



乙 さぬき市
さぬき市長

大山茂樹

